

○総務省訓令第 号

郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 67 条第 3 項の規定による認可に係る審査基準を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

郵便法第 67 条第 3 項の規定による認可に係る審査基準

（目的）

第 1 条 この訓令は、郵便法（以下「法」という。）第 67 条第 3 項の規定による認可に係る審査基準を定めることを目的とする。

（審査基準）

第 2 条 法第 67 条第 3 項の規定による認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

- (1) 申請に係る法第 67 条第 2 項第 3 号に規定する定形郵便物（以下単に「定形郵便物」という。）の料金の上限の額が郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形郵便物の料金の水準を超えないものであること。
- (2) 申請に係る定形郵便物の料金の上限の額が郵便料金算定要領（別紙）で定める方法により算定されたものであること。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 42 号）の施行の日（令和 8 年 月 日）から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 9 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に係る財務諸表を用いて原価計算期間の郵便事業の収入及び総括原価を算定する場合には、別紙第 3 章 1 ②中「使用権資産」とあるのは、「リース資産」とする。

別紙

郵便料金算定要領

本要領は、法第 6 7 条第 3 項の規定に基づく定形郵便物の料金の上限の額の算定に適用する。

第 1 章 総則

1. 適用範囲

本要領は、法第 2 条の規定に基づき郵便の業務を行う日本郵便株式会社（以下「会社」という。）に対して適用する。

2. 用語の意義

本要領において使用する用語は、法及び郵便法施行規則（平成 1 5 年総務省令第 5 号）において使用する用語の例による。

第 2 章 収入・総括原価の算定方法及び手順

第 1 節 一般原則

1. 基本原則

原価計算期間の郵便事業の収入及び総括原価については、次の方法と手順により算定の上、所要増収額を計算し、これを基礎として定形郵便物の料金の上限の額を決定する。なお、算定に当たっては原則として、会社の個別財務諸表等の数値を用いることとし、郵便事業全体について算定することとする。また、定形郵便物の料金の上限の額は、できるだけ低く抑えることとする。

※所要増収額：総括原価と現行料金による収入の差額を超えない範囲内で、会社が必要とする増収額

2. 原価計算期間

原価計算期間（平年度）は、3 年間とする。

3. 区分経理等

原価計算期間の郵便事業の収入及び総括原価を算定するため、実績年度における郵便事業の収支を次の方法により算定する。

(1) 経常的性格を担保するため、固定資産売却損益、行政処分に起因して一

時的に増加した費用や収益等の特別な損益は、原則として除外する。ただし、大規模災害等により、郵便事業に係る施設の喪失若しくは修繕に伴う災害損失等の特別損失を計上した場合又は受取保険金等の特別利益を計上した場合は、過去10年間に計上した当該特別損失から当該特別利益を控除した額の年度平均額（当該額に急激な変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に計上する。）を総括原価の算定の対象とすることができる。

- (2) 法第67条第9項に規定する郵便事業の収支の状況の報告の考え方を基礎として、郵便事業を他の事業と区分して収支を算定する。郵便事業に係る事業投資以外の目的による投融資については、これを郵便事業から独立して処理し、郵便事業の収入及び総括原価に含めない。

第2節 収入

1. 郵便事業の営業収益

(1) 郵便物の引受物数

原則として、次の算定式により、郵便物の引受物数を推定する。ただし、次の算定式によることが合理的ではない場合には、経済指標等の実績値を説明変数とする回帰分析、アンケートによる実態調査等により推定することができる。

$$n \text{ 年度の予測引受物数} = \{ (n-1) \text{ 年度の予測引受物数} - (n-1) \text{ 年度のスポット} \} \times \text{商品別トレンド} + n \text{ 年度のスポット} + n \text{ 年度の利用拡大策に係る引受物数}$$

※スポット：トレンドとは関係なく、特定の年度に発生する特別な郵便需要

※トレンド：一定期間の郵便物の引受物数の平均増減率

(2) 郵便事業の営業収益

次の方法により郵便事業の営業収益を算定する。定形郵便物については、その料金の上限の額により収益額を算定する。

(7) 料金改定前の営業収益

法第67条第9項に規定する郵便事業の収支の状況の報告の考え方を基礎として、次の算定式により、料金改定前の営業収益を算定する。

$$\text{営業収益} = \text{郵便物の引受物数連動の収益} + \text{郵便物の引受物数連動ではない収益}$$

※郵便物の引受物数連動の収益：「郵便種別ごとの引受物数見込み×郵便種別ごとの単価」で計算した額の合計額に、切手類の販売収益の額その他の郵便物の引受物数連動の収益の額を加えたもの

(4) 料金改定後の営業収益

料金改定の実施後 1 年間は、(7) の算定結果を基礎として、過去の料金改定時における価格弾性値の実績を考慮して、料金改定後の営業収益を算定する。なお、過去の料金改定時における実績から、料金改定による郵便物の引受物数の減少が見込まれない場合等は、価格弾性値を考慮しないことその他の合理的な手段によることができる。

※価格弾性値＝需要の変化率（郵便物の引受物数の減少率）÷価格の変化率（郵便料金の改定率）

※需要の変化率：必要に応じて、特殊要因を考慮（例：新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響を踏まえた需要の変化率の採録期間の調整）して算定する。

2. 営業外収益

明らかに郵便事業に帰属する営業外収益（投融資に係るものを除く。）は、郵便事業に帰属させる。他の事業と関連する営業外収益（投融資に係るものを除く。）は、過去の実績を基礎として、郵便事業のセグメント別営業収益割合で配賦する。

第 3 節 総括原価

総括原価は、次の 1 及び 2 を合計し、次の 4 による削減可能額を必要に応じて考慮したものに、次の 3 を加えたものとする。

1. 郵便事業の営業原価

(1) 人件費

過去の実績を基礎として、原則として賃金構造基本統計調査（産業別）の変動率の 5 年単純平均又は会社の人件費の変動率の実績を用いて設定した平年度に見込まれる変動率を考慮して算定する。なお、変動率については、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。

(2) 燃料費

過去の実績を基礎として、原則として消費者物価指数（ガソリン）の変動率の 5 年単純平均を用いて設定した平年度に見込まれる変動率を考慮して算定する。なお、変動率については、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。

(3) 車両修繕費

過去の実績を基礎として、原則として消費者物価指数（自動車整備費）又は企業向けサービス価格指数（自動車整備）の変動率の 5 年単純平均を用

いて設定した平年度に見込まれる変動率を考慮して算定する。なお、変動率については、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。

(4) 減価償却費

実績年度末における固定資産を基礎として、投資計画等による減価償却費の加減算を考慮して、会社の採用している償却方法により算定する。

(5) 施設使用料

過去の実績を基礎として、原則として消費者物価指数（光熱・水道）の変動率の5年単純平均を用いて設定した平年度に見込まれる変動率を考慮して算定する。なお、変動率については、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。

(6) 租税公課

地方税法（昭和25年法律第226号）等の規定に基づき積み上げにより算定し、又は過去の実績を基礎として算定する。

(7) 集配運送委託費

過去の実績を基礎として、原則として賃金構造基本統計調査（産業別）、消費者物価指数（生鮮食品及びエネルギーを除く。）若しくは企業向けサービス価格指数（道路貨物輸送）の変動率の5年単純平均又は会社の集配運送委託費の変動率の実績を用いて設定した平年度に見込まれる変動率を考慮して算定する。なお、変動率については、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。

(8) その他

過去の実績を基礎として、物価変動等を考慮して算定する。

2. 郵便事業の販売費及び一般管理費

(1) 人件費

1(1)と同様に算定する。

(2) 減価償却費

1(4)と同様に算定する。

(3) 宣伝広告費

過去の実績を基礎として、原則として企業向けサービス価格指数（広告）の変動率の5年単純平均を用いて設定した平年度に見込まれる変動率を考慮して算定する。なお、変動率については、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。

(4) その他

1(8)と同様に算定する。

3. その他

(1) 営業外費用

明らかに郵便事業に帰属する営業外費用（投融資に係るものを除く。）は、郵便事業に帰属させる。他の事業と関連する営業外費用は、過去の実績に郵便事業に係る物件費のセグメント別配賦割合を乗じて得た額から、有利子負債に係る支払利息、投融資に係る営業外費用（有利子負債に係る支払利息を除く。）等の額に郵便事業に係る物件費の配賦割合を乗じて得た額を控除したものを基礎として算定する。

(2) 法人税等

(3)により算出する事業報酬から、平年度において見込まれる郵便事業に係る支払利息（有利子負債に係る支払利息以外のものを含む。）を控除して算定した課税標準を基礎として算定する。

(3) 事業報酬

事業報酬は次章において定めるところにより算定する。

4. 経営効率化の反映

(1) 郵便物の引受物数の減少幅に連動させた人件費の削減可能額

次の算定式により、人件費の削減可能額を算定する。

人件費の削減可能額＝人件費（推計）×業務量の増減率×業務量の減少に伴う労働時間の減少への寄与度

※業務量：商品別・作業工程別の郵便物の処理物数に、費用実績から算出される商品別・作業工程別の作業負荷指数を乗じたもの

※業務量の減少に伴う労働時間の減少への寄与度：労働時間の増減率を業務量の増減率で除したもの

(2) 経営効率化施策による原価の削減可能額

区分作業の効率化、顧客の受取利便性の向上による再配達の効率化等の会社が原価計算期間中に取り組む経営効率化施策による原価の削減可能額を算定する。

(3) 経営効率分析の結果を踏まえた原価の削減可能額

会社の各支社を独立した事業体とみなして、郵便事業に係る原価の過去の実績に基づき、最も効率的な支社を基準とした他の支社の非効率を算定する（包絡分析法（DEA））等の一定の客観的な分析手法を用いて、更なる原価の削減可能額を算定する。

第3章 事業報酬

事業報酬は、真実かつ有効な事業資産の価値（以下「レートベース」という。）に、報酬率を乗じて算出した額とする。

1. レートベース

レートベースは、次の①から④までの合計額とする。

①期首・期末平均固定資産

※固定資産：会社の固定資産合計額（財務諸表における「投資その他の資産」を除く。）に郵便事業に係る固定資産税の配賦割合を乗じたものに、郵便事業に係る事業投資目的による投融資に係るものを加えたものを基礎として、投資計画等を考慮して算定したもの

②郵便事業に帰属する営業費用（償却費（減価償却費のうち使用権資産（①に計上されているものを除く。）及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）等の現実の支払を必要としない費用及び諸税を除く。）の12.5%相当額

※営業費用：郵便事業の営業原価並びに郵便事業の販売費及び一般管理費を合計し、経営効率化の反映による削減可能額を必要に応じて考慮したもの

③貯蔵品の12.5%相当額

※貯蔵品：会社の貯蔵品の額に、郵便事業に係る物件費の配賦割合を乗じたもの

④商品の12.5%相当額

※商品：会社の商品の額に、郵便事業に係る販売品収入の配賦割合を乗じたもの

2. 報酬率

報酬率は、次により算出した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率とする。なお、法定債務に係る報酬率は、法令等の定めによる。

(1) 自己資本報酬率

公社債応募者利回り及び全産業の自己資本利益率の過去5年平均（年数については、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。）を基に、次の算定式により算定する。ただし、全産業の自己資本利益率が公社債応募者利回りを下回る場合には、公社債応募者利回りによることとする。

自己資本報酬率＝公社債利回り実績値＋ β ×（会社を除く全産業の平均

自己資本利益率－公社債利回り実績値)

※公社債利回り実績値：国債（１０年もの）、地方債（１０年もの）及び政府保証債（１０年もの）の平均の過去５年平均（年数については、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。）

※ β ：ＴＯＰＩＸの変化率と日本郵政株式会社の株価変化率の共分散をＴＯＰＩＸの変化率の分散で除したものから、同社の資本構成を用いて同社の財務状況に係るリスクを排除した上で、会社の資本構成を用いて会社の財務状況に係るリスクを勘案したものとする。共分散及び分散の算定に当たっては、申請日の前月末を起点とすることを原則として、直近５年間の日次の株価データを用いることとする。

(2) 他人資本報酬率

会社の有利子負債利率の過去５年平均（年数については、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。）とする。

※有利子負債利率：会社の支払利息を期中平均有利子負債で除したもの

※支払利息：会社の有利子負債に係る支払利息の額に、郵便事業に係る物件費の配賦割合を乗じたもの

※期中平均有利子負債：会社の有利子負債の額に、郵便事業に係る物件費の配賦割合を乗じたものを期中平均したもの